

# 水質基準等の見直し(平成28年4月1日施行)

## 【対象農薬リスト掲載農薬類】

項目	現行目標値	新目標値
アシュラム	0.2 mg/L以下	0.9 mg/L 以下
ジクロベニル	0.01 mg/L以下	0.03 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	0.003 mg/L以下
トリシクラゾール	0.08 mg/L以下	0.1 mg/L以下
フェントロチオン	0.003 mg/L以下	0.01 mg/L以下
マラチオン	0.05 mg/L以下	0.7 mg/L以下

## 【その他農薬類】

項目	現行目標値	新目標値
アシベンゾラルSメチル	0.1mg/L以下	0.2mg/L以下
ジフルベンズロン	0.03mg/L以下	0.05mg/L以下
テトラコナゾール	—	0.01mg/L以下
フルアジホップ	0.03mg/L以下	0.01mg/L以下
プロメリン	0.06mg/L以下	0.08mg/L以下

## 【要検討項目】

項目	現行目標値	新目標値
フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L以下(暫定)	0.5mg/L以下

1

# 水質基準等の見直し(平成29年4月1日施行予定)

## 【対象農薬リスト掲載農薬類】(目標値の変更)

項目	現行目標値	新目標値
ピロキロン	0.04 mg/L以下	0.05 mg/L 以下
ベンゾフェナップ	0.004 mg/L以下	0.005 mg/L以下

## 【対象農薬リスト掲載農薬類】(要検討農薬類から格上げ)

項目	現行目標値	新目標値
テフリルトリオン	0.002 mg/L以下	0.002 mg/L 以下

## 【対象農薬リスト掲載農薬類】(項目を統合)

項目	現行目標値
ダゾメット	0.006 mg/L 以下
メタム	0.01 mg/L 以下
メチルイソチオシアネート(MITC)	—



項目	新目標値
ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01 mg/L 以下 (メチルイソチオシアネートとして)

※メチルイソチオシアネートは要検討農薬類

2

# 検査方法告示の改正(平成28年4月1日施行)

## ○ 試薬について

総則的事項に標準液及び混合標準液に係る規定を追加

- ・試薬における標準原液に加え、標準液又は混合標準液についても、国家計量標準にトレーサビリティが確保された試薬で、かつ標準液若しくは混合標準液と同濃度のものを用いることができること。
- ・標準原液の濃度を超えない国家計量標準にトレーサビリティが確保された試薬を用い、希釈操作又は希釈混合操作によって標準液又は混合標準液を調製することができること。
- ・ただし、標準原液の濃度未満のものについては開封後速やかに使用し、保存して再使用してはならない。

## ○ ホルムアルデヒドの検査方法の追加

誘導体化—高速液体クロマトグラフ法 (別表第19の2)

誘導体化—液体クロマトグラフ—質量分析法 (別表第19の3)

3

# 検査方法告示改正に向けた検討(平成29年4月1日施行予定)

## ○ 検討事項

- ① 臭素酸の検査方法の追加  
液体クロマトグラフ—質量分析法
- ② 金属類の検査における市販混合標準液の使用及び保存
- ③ 測定に用いるモニターイオン等
- ④ 内部標準液の自動添加
- ⑤ 検水の濃度範囲



※いずれの場合も、妥当性評価ガイドラインに基づく評価が必要。

特に⑤検水の濃度範囲を変更する場合は検量線の妥当性の評価が必要。  
(今後妥当性評価ガイドラインに検量線の妥当性評価手法を追加予定)

4

# 水質異常時における摂取制限を伴う 給水継続の考え方(1/8)

## 水質異常時における摂取制限を伴う 給水継続の考え方について (平成28年3月31日生食水発0331第2～4号課長通知)

### 水質事故の経験

- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応(平成23年3月)
- ・利根川水系のホルムアルデヒド前駆物質による水質事故(平成24年5月)

### 検討の必要性

水道水の利用:飲用のみならず炊事、洗濯、風呂、水洗便所等

→給水車等による応急給水でまかなうのは困難

医療施設や空調用水等の都市活動に使用される水道水の供給停止

→経済社会に深刻な影響

5

# 水質異常時における摂取制限を伴う 給水継続の考え方(2/8)

### 水質異常時の対応

#### ○平成15年水道課長通知

病原微生物による汚染の可能性を直接的に示す項目、シアン、水銀

→水質基準を超過したことをもって水質異常時とみて所要の対応を図る。(基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合:取水及び給水の緊急停止、関係者への周知、水源の監視)

長期的な影響を考慮して基準設定がなされている項目

→基準値超過が継続すると見込まれる場合を水質異常時とみて所要の対応を図る。

#### ○水道法第23条第1項

水道事業者等は、その給水する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止しなければならない。

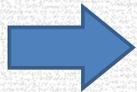
今般の通知は、平成15年通知の考え方を補完するものであり、変更するものではない。

6

# 水質異常時における摂取制限を伴う 給水継続の考え方(3/8)

## 摂取制限を伴う給水継続を実施する場合

「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成25年10月25日付け健水発1025第1号厚生労働省健康局水道課長通知)に基づき、直ちに厚生労働省水道課あて御報告をお願いします。



報告を受け、厚生労働省では、「飲料水健康危機管理実施要領」(同通知)に基づき、飲料水を原因とする健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正に努めます。

7

# 水質異常時における摂取制限を伴う 給水継続の考え方(4/8)

## 1. 基本的な考え方

水質事故等により、浄水中の有害物質の濃度が一時的に基準値を一定程度超過する水質異常が生じた場合においても、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものについては、水道事業者及び水道用水供給事業者の判断により、水道利用者に対して水道水の摂取を控えるよう広報しつつ、給水を継続することが可能である。

摂取制限を伴う給水継続の実施に当たっては、汚染状況、復旧までに要する時間、給水区域の規模や地域性に応じた摂取制限・給水停止による地域住民に対する影響、応急給水等代替手段確保の実現性、広報体制等を踏まえて、総合的に判断し、より社会的影響の小さい対応として選択する必要がある。

8

# 水質異常時における摂取制限を伴う 給水継続の考え方(5/8)

## 2. 摂取制限を伴う給水継続を行う対象となる物質等について

摂取制限を伴う給水の継続は、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものについて、一時的に基準値超過が見込まれる場合に行うことが可能。

水道システムの対応能力等が様々であるため、個別の物質濃度や期間について一律の基準を設けることは困難であり、各水道事業者等が原因、影響等を踏まえて総合的に判断することが必要である。

3	カドミウム及びその化合物	20	ベンゼン
5	セレン及びその化合物	21	塩素酸
6	鉛及びその化合物	22	クロロ酢酸
7	ヒ素及びその化合物	23	クロロホルム
8	六価クロム化合物	24	ジクロロ酢酸
12	フッ素及びその化合物	25	ジブロモクロロメタン
13	ホウ素及びその化合物	26	臭素酸
14	四塩化炭素	27	総トリハロメタン
15	1,4-ジオキサン	28	トリクロロ酢酸
16	シス・トランス-1,2-ジクロロエチレン	29	ブロモジクロロメタン
17	ジクロロメタン	30	ブロモホルム
18	テトラクロロエチレン	31	ホルムアルデヒド
19	トリクロロエチレン		

9

# 水質異常時における摂取制限を伴う 給水継続の考え方(6/8)

## 3. 水質異常時の対応体制の整備について

水質異常が生じた際の対策について、予めその意思決定や実施体制、行政や他水道事業者等関係者との連携体制を検討、整備しておくことが必要である。

また、水質異常時の対策に係る意思決定の参考とするため、専門家の意見を聴取できるような体制の整備が有効である。

## 4. 摂取制限を伴う給水継続を実施する際の対応について

水質異常時には、水道事業者等は、直ちにその実態把握を行うとともに、その原因を究明し、所要の低減化対策を実施する必要がある。

また、摂取制限を伴う給水継続を実施する際は、水道利用者に対し応急給水により飲用水を確保することが必要である。

## 水質異常時における摂取制限を伴う 給水継続の考え方(7/8)

### 5. 水道利用者に対する周知について

摂取制限を伴う給水継続を行う際は、水道事業者等は水道利用者に対し、水質に異常が生じていること又はそのおそれがあること、給水を継続しているが飲用は避けることについて速やかにかつ適切に周知する必要がある、解除に当たっても速やかに周知することが必要である。

周知の方法としては、近年用いられている新たな手法の導入の検討も有効であり、子どもやお年寄り等情報弱者対策を含めて複数の方法を用いて確実に行うとともに、水道利用者からの問い合わせに対応することも重要である。

(例)ビラ、エリアメール・緊急速報メール、ウェブ、連絡網、  
テレビ(データ放送)、ラジオ、広報車、防災無線 等

また、日頃から水道水が飲用できないことがあり得ることや、その際に水道事業者等が講じる対策及び周知の方法について、貯水槽水道の設置者を含め水道利用者と共に共有しておくことが有効である。

11

## 水質異常時における摂取制限を伴う 給水継続の考え方(8/8)

### 6. 摂取制限の解除について

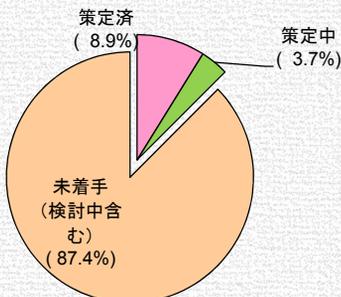
摂取制限を解除するに当たっては、水道事業者等は、末端の給水栓において実施する水質検査により、基準値超過のあった物質について水質基準に適合していることを確認することが求められる。

検査を行う給水栓については、通常の水質検査における採水場所(配水管の末端等水が停滞しやすい場所)を参考に決定することとなるが、配水に要する時間等を踏まえて解除の方法を予め検討しておくことが重要である。

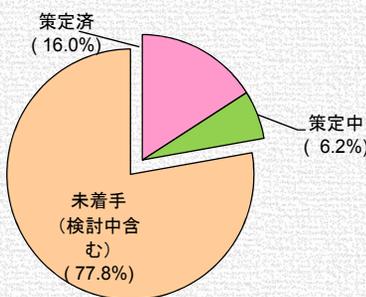
12

# 水安全計画 (Water Safety Plan) の策定状況

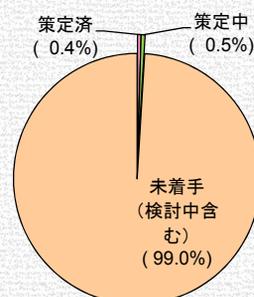
- 厚生労働省では、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、WHOが提唱する「水安全計画」の策定を推奨
- 平成27年3月末時点における策定率は、依然として低い状況



全事業者



上水道事業、又は  
用水供給事業を経営



簡易水道事業のみ経営

- 『水安全計画策定ガイドライン』をとりまとめ通知 (H20.5月)  
→水道システムに関する危害評価の実施  
水安全計画の策定 又はこれに準じた危害管理の徹底 (H23年度頃までを目途に)
- 『水安全計画ケーススタディ』を水道事業者等に送付 (H20.9月)
- 『水安全計画作成支援ツール』を水道課のウェブページに掲載 (H20.12月)
- 『水安全計画作成支援ツール簡易版』を公開 (H27.6)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/07.html>

13

## 飲料水健康危機管理実施要領について

「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」  
(平成25年10月25日付け健水発第1025第1号水道課長通知)

- 水道原水又は水道水、飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常を把握した場合、都道府県等や水道事業者等に対し、厚生労働省へ報告を依頼。
- 平成25年10月に、報告様式を改正(右の例のとおり)。
- クリプトスポリジウム等の検出についても、本様式を用いて報告。

番号	項目	内容
1	1) 発生した日時 (原水、発生場所等の詳細を添えてください)	平成YY年MM月DD日 H:MM 原水
	2) 異常があることを知った日時	平成YY年MM月DD日 報告
	3) 対応を完了した日時	平成YY年MM月DD日H:MM
2	1) 水道の種類 (上水道、飲用井戸)	● 上水道
	2) 水道の種類と種別 (表生水、汲み上げ等)	● 川 (表生水)
	3) 施設の種類 (原水、水の質の異常は取水設備)	○ 取水設備
	4) 取水設備の形式	● 浄水場
3	1) 発生した水道施設の給水範囲の人口 (又は平均人口)	● 浄水場
	2) 問題を生じた水質項目と汚染時の最大値	● 浄水場
	3) 取水停止・制限の期間	● 浄水場
4	1) 取水停止・制限の影響人口	● 浄水場
	2) 取水停止・制限の期間	● 浄水場
	3) 取水停止・制限の影響人口	● 浄水場
5	1) 状況	● 浄水場
	2) 人数	● 浄水場
	3) 発生地域	● 浄水場
6	検査結果 (検査項目に添付)	● 浄水場
7	関係機関との連絡	● 浄水場
8	今後の対応方針	● 浄水場
9	検査結果等	● 浄水場
10	その他特記事項	● 浄水場
11	1) 製造所名	● 浄水場
	2) 事業種別/自治体名	● 浄水場
	3) 所属・部署	● 浄水場
	4) 担当氏名	● 浄水場
	5) 電話番号	● 浄水場
	6) FAX番号	● 浄水場
	7) E-mail	● 浄水場

(報告様式記入例)

14

# 平成27年の水質事故事例

## ●健康被害発生事例

平成27年度は健康被害が確認された水質事故は報告されていない。

## ●残留塩素濃度低下事例

- ①国設置の簡易専用水道において、廃止が予定されている宿舍の居住者の減少による使用量の低下によって、設置している貯水槽における残留塩素の低下が発生した。
- ②国設置の専用水道において、使用量の低下による貯水槽内での水道水の滞留が原因で、給水栓でpHの基準値8.6の超過および残留塩素の低下（0.1mg/L未満）が発生した。  
今後の対応として、貯水槽の有効容量の見直しを検討している。

## ●臭気発生事例

水源地域周辺の豪雨により、水源に泥水が流れ込み、給水栓において基準値（ジェオスミン）を超過したため、洗管等により対応を行った。  
今後の対応として、水質検査の継続並びに粉末活性炭の備蓄及び使用マニュアルの整備を検討している。

最新の水質事故事例については、下記HPIに定期的に掲載中。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/03.html>